

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〜七（略） 八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十條の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二條の二において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項	1 戸籍法第十条第一項、第十條の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六條の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十條第一項、第二百二十條の二第一項若しくは第二百二十六條の規定に基づく戸籍証明書 ^{（傍線）} の交付	円 一通につき四百五十

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〜七（略） 八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十條の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二條の二において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項	1 戸籍法第十条第一項、第十條の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六條の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十條第一項若しくは第二百二十六條の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	円 一通につき四百五十

<p>及び第二項（これらの規定を同法第一百七七条において準用する場合を含む。）、第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三第一項及び第二項、第二百二十条の六第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>2 戸籍法第十条第一項、第十條の二第一項から第五項まで又は第二百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p> <p>3 戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における</p> <p>戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき 三百五十円</p> <p>戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき 四百円</p>
<p>及び第二項（これらの規定を同法第一百七七条において準用する場合を含む。）、第二百二十条第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>2 戸籍法第十条第一項、第十條の二第一項から第五項まで又は第二百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>証明事項一件につき 三百五十円</p>

5	<p>戸籍法第十二条の二</p> <p>の交付</p>	<p>当該発行及び戸籍電子 証明書提供用識別符号 の発行に係る戸籍電子 証明書の請求を行う者 が同時に当該戸籍電子 証明書が証明する事項 と同一の事項を証明す る戸籍の謄本若しくは 抄本又は戸籍証明書の 請求を行う場合におけ る当該発行を除く。）</p>
証明事項一件につき	<p>4</p> <p>戸籍法第十二条の二 において準用する同法 第十条第一項若しくは 第十条の二第一項から 第五項までの規定若し くは同法第二百二十六条 の規定に基づく除かれ た戸籍の謄本若しくは 抄本の交付又は同法第 百二十条第一項、第百 二十条の二第一項若し くは第二百二十六条の規 定に基づく除籍証明書 の交付</p>	<p>円</p> <p>一通につき七百五十</p>

4	<p>戸籍法第十二条の二</p> <p>面の交付</p>	<p>3</p> <p>戸籍法第十二条の二 において準用する同法 第十条第一項若しくは 第十条の二第一項から 第五項までの規定若し くは同法第二百二十六条 の規定に基づく除かれ た戸籍の謄本若しくは 抄本の交付又は同法第 百二十条第一項若しく は第二百二十六条の規 定に基づく磁気ディス クをもって調製された除 かれた戸籍に記録され ている事項の全部若し くは一部を証明した書 面の交付</p>
証明事項一件につき	<p>円</p> <p>一通につき七百五十</p>	

<p>6 戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る</p>	<p>において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項までの規定又は同法第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>四百五十円</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号一件につき七百円</p>
<p>(新設)</p>	<p>において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項までの規定又は同法第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>(新設)</p>	<p>四百五十円</p>

<p>除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>7 戸籍法第四十八条第一項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十六条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>8 戸籍法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合</p>
<p>一通につき三百五十円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、一通につき千四百円）</p>		<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの一件につき三百五十円</p>

<p>5 戸籍法第四十八条第一項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十六条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>6 戸籍法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合</p>	<p>書類一件につき三百五十円</p>
<p>一通につき三百五十円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、一通につき千四百円）</p>		<p>書類一件につき三百五十円</p>

<p>九〇十五 (略)</p> <p>十六 消防法第 十一條第一項 前段の規定に 基づく危険物 の製造所、貯 蔵所又は取扱 所の設置の許 可に関する事 務</p>	<p>1 (略)</p>	<p>2 消防法第十一條第一 項前段の規定に基づく 貯蔵所の設置の許可の 申請に対する審査</p>	<p>を含む。)の規定に基 づく届書その他市町村 長の受理した書類を閲 覧に供する事務又は同 法第二百十條の六第一 項の規定に基づく届書 等情報の内容を表示し たものを閲覧に供する 事務</p>
		<p>イノ二 (略)</p> <p>ホ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 の設置の許可の申 請に係る審査 次 に掲げる浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵 最大数量が千キ ロリットル以上 五千キロリット ル未満の浮き屋</p>	

<p>九〇十五 (略)</p> <p>十六 消防法第 十一條第一項 前段の規定に 基づく危険物 の製造所、貯 蔵所又は取扱 所の設置の許 可に関する事 務</p>	<p>1 (略)</p>	<p>2 消防法第十一條第一 項前段の規定に基づく 貯蔵所の設置の許可の 申請に対する審査</p>	<p>を含む。)の規定に基 づく届書その他市町村 長の受理した書類を閲 覧に供する事務</p>
		<p>イノ二 (略)</p> <p>ホ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 の設置の許可の申 請に係る審査 次 に掲げる浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵 最大数量が千キ ロリットル以上 五千キロリット ル未満の浮き屋</p>	

(4)	(3)	(2)
危険物の貯蔵 最大数量が五万 キロリットル以	危険物の貯蔵 最大数量が一万 キロリットル以 上五万キロリッ トル未満の浮き 屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵 最大数量が五千 キロリットル以 上一万キロリッ トル未満の浮き 屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵
所 百九十二万	所 百七十二万	所 百四十五万

(4)	(3)	(2)
危険物の貯蔵 最大数量が五万 キロリットル以	危険物の貯蔵 最大数量が一万 キロリットル以 上五万キロリッ トル未満の浮き 屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵 最大数量が五千 キロリットル以 上一万キロリッ トル未満の浮き 屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵
所 百五十九万	所 百四十一万	所 百十八万

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十
キロリットル以
上二十万キロリ
ットル未満の浮
き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯
蔵所 二百三十六
万
円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十
万キロリットル
以上三十万キロ
リットル未満の
浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付
特定屋外タンク
貯蔵所 五百六
十四万円

(5) 危険物の貯蔵
最大数量が十
キロリットル以
上二十万キロリ
ットル未満の浮
き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯
蔵所 二百二十
七万
円

(6) 危険物の貯蔵
最大数量が二十
万キロリットル
以上三十万キロ
リットル未満の
浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付
特定屋外タンク
貯蔵所 四百五
十五万円

十七〇二十 (略)	二十一 消防法 第十三条の二 第三項、第十 三条の三第三 項及び第十三 条の二十三並 びに危険物の	1 3 (略)	3 (略)	(7) 危険物の貯蔵 最大数量が三十 万キロリットル 以上四十万キロ リットル未満の 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付 特定屋外タンク 貯蔵所 七百二 十四万円 (8) 危険物の貯蔵 最大数量が四十 万キロリットル 以上の浮き屋根 式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 八百七十九万円 ヘソヲ (略)
		4 消防法第十三条の三 第三項の規定に基づく 危険物取扱者試験の実 施 イ 甲種危険物取扱 者試験 七千二百 円 ロ 乙種危険物取扱 者試験 五千三百 円		

十七〇二十 (略)	二十一 消防法 第十三条の二 第三項、第十 三条の三第三 項及び第十三 条の二十三並 びに危険物の	1 3 (略)	3 (略)	(7) 危険物の貯蔵 最大数量が三十 万キロリットル 以上四十万キロ リットル未満の 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付 特定屋外タンク 貯蔵所 五百八 十二万円 (8) 危険物の貯蔵 最大数量が四十 万キロリットル 以上の浮き屋根 式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 七百七万円 ヘソヲ (略)
		4 消防法第十三条の三 第三項の規定に基づく 危険物取扱者試験の実 施 イ 甲種危険物取扱 者試験 六千六百 円 ロ 乙種危険物取扱 者試験 四千六百 円		

<p>規制に関する 政令第三十四 条及び第三十 五条第一項の 規定に基づく 危険物取扱者 に関する事務</p>	<p>ハ 丙種危険物取扱 者試験 四千二百 円</p>	<p>5 消防法第十三条の二 十三の規定に基づく危 険物の取扱作業の保安 に関する講習</p>	<p>二十二 (略)</p>	<p>二十三 消防法 第十七条の七 第一項、第十 七条の八第三 項及び第十七 条の十並びに 消防法施行令 (昭和三十六 年政令第三十 七号)第三十 六条の五及び 第三十六条の 六第一項の規 定に基づく消 防設備士に関 する事務</p>	<p>二十四～四十五 (略)</p>	<p>四十六 高圧ガ ス保安法(昭 和二十六年法 律第二百四号</p>
			<p>1～3 (略)</p>	<p>4 消防法第十七条の八 第三項の規定に基づく 消防設備士試験の実施</p>	<p>イ 甲種消防設備士 試験 六千六百円 ロ 乙種消防設備士 試験 四千四百円</p>	<p>5 (略)</p>

<p>規制に関する 政令第三十四 条及び第三十 五条第一項の 規定に基づく 危険物取扱者 に関する事務</p>	<p>ハ 丙種危険物取扱 者試験 三千七百 円</p>	<p>5 消防法第十三条の二 十三の規定に基づく危 険物の取扱作業の保安 に関する講習</p>	<p>二十二 (略)</p>	<p>二十三 消防法 第十七条の七 第一項、第十 七条の八第三 項及び第十七 条の十並びに 消防法施行令 (昭和三十六 年政令第三十 七号)第三十 六条の五及び 第三十六条の 六第一項の規 定に基づく消 防設備士に関 する事務</p>	<p>二十四～四十五 (略)</p>	<p>四十六 高圧ガ ス保安法(昭 和二十六年法 律第二百四号</p>
			<p>1～3 (略)</p>	<p>4 消防法第十七条の八 第三項の規定に基づく 消防設備士試験の実施</p>	<p>イ 甲種消防設備士 試験 五千七百円 ロ 乙種消防設備士 試験 三千八百円</p>	<p>5 (略)</p>

～第五条第一
項の規定に基
づく高圧ガス
の製造の許可
に関する事務

イ 高圧ガス保安法
第五条第一項第一
号に該当する者（
口に掲げる者を除
く。） 次に掲げ
る設備の区分に応
じ、それぞれ次に
定める金額

(1) 処理容積（圧
縮、液化その他
の方法で一日に
処理することが
できるガスの容
積をいう。以下
この項、四十七
の項及び五十三
の項において同
じ。）が千万立
方メートル以上
の設備 五十六
万円

(2) 処理容積が百
万立方メートル
以上千万立方メ
ートル未満の設
備 三十四万円

(3) 処理容積が五
十万立方メート
ル以上百万立方
メートル未満の

～第五条第一
項の規定に基
づく高圧ガス
の製造の許可
に関する事務

イ 高圧ガス保安法
第五条第一項第一
号に該当する者（
口に掲げる者を除
く。） 次に掲げ
る設備の区分に応
じ、それぞれ次に
定める金額

(1) 処理容積（圧
縮、液化その他
の方法で一日に
処理することが
できるガスの容
積をいう。以下
この項、四十七
の項及び五十三
の項において同
じ。）が千万立
方メートル以上
の設備 五十六
万円

(2) 処理容積が百
万立方メートル
以上千万立方メ
ートル未満の設
備 三十四万円

(3) 処理容積が五
十万立方メート
ル以上百万立方
メートル未満の

(9) 設備 二十二万
円
(4) 処理容積が十
万立方メートル
以上五十万立方
メートル未満の
設備 十四万円
(5) 処理容積が二
万五千立方メー
トル以上十万立
方メートル未満
の設備 十一万
円
(6) 処理容積が五
千立方メートル
以上二万五千立
方メートル未満
の設備 八万六
千円
(7) 処理容積が千
立方メートル以
上五千立方メー
トル未満の設備
六万八千円
(8) 処理容積が二
百立方メートル
以上千立方メー
トル未満の設備
五万四千円
処理容積が百

(9) 設備 二十二万
円
(4) 処理容積が十
万立方メートル
以上五十万立方
メートル未満の
設備 十四万円
(5) 処理容積が二
万五千立方メー
トル以上十万立
方メートル未満
の設備 十一万
円
(6) 処理容積が五
千立方メートル
以上二万五千立
方メートル未満
の設備 八万六
千円
(7) 処理容積が千
立方メートル以
上五千立方メー
トル未満の設備
六万八千円
(8) 処理容積が二
百立方メートル
以上千立方メー
トル未満の設備
五万四千円
処理容積が百

立方メートル以上二百立方メートル未満の設備
三万千円

ロ 同号に該当する者であつて移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるといふ設計したもの）をいう。以下この項、四十七の項及び五十三の項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十七条の四）第一項の許可を受けた者の許可の申

立方メートル以上二百立方メートル未満の設備
三万千円

ロ 同号に該当する者であつて移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるといふ設計したもの）をいう。四十七の項及び五十三の項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

-
-
-
- 請に対する審査にあつては、六千円)
- (1) 処理容積が千立方メートル以上の設備 九万千円
 - (2) 処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 七万五千円
 - (3) 処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備 六万円
 - (4) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 四万四千円
 - (5) 処理容積が十立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 二万七千円
 - (6) 処理容積が二
-
-
-

-
-
-
- (1) 処理容積が千立方メートル以上の設備 九万千円
 - (2) 処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 七万五千円
 - (3) 処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備 六万円
 - (4) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 四万四千円
 - (5) 処理容積が十立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 二万七千円
 - (6) 処理容積が二
-
-
-

五十 高圧ガス 保安法第二十	四十七～四十九	
1 高圧ガス保安法第二 十条第一項の規定に基	(略)	
掲げる高圧ガスの製	ハ (略)	<p>(7) 処理容積が五 千立方メートル 以上二万五千立 方メートル未満 の設備 一万六 千円</p> <p>(8) 処理容積が千 立方メートル以 上五千立方メー トル未満の設備 一万三千元</p> <p>(9) 処理容積が二 百立方メートル 以上千立方メー トル未満の設備 一万千円</p> <p>(10) 処理容積が百 立方メートル以 上二百立方メー トル未満の設備 七千四百円</p>

五十 高圧ガス 保安法第二十	四十七～四十九	
1 高圧ガス保安法第二 十条第一項の規定に基	(略)	
掲げる高圧ガスの製	ハ (略)	<p>(7) 処理容積が五 千立方メートル 以上二万五千立 方メートル未満 の設備 一万六 千円</p> <p>(8) 処理容積が千 立方メートル以 上五千立方メー トル未満の設備 一万三千元</p> <p>(9) 処理容積が二 百立方メートル 以上千立方メー トル未満の設備 一万千円</p> <p>(10) 処理容積が百 立方メートル以 上二百立方メー トル未満の設備 七千四百円</p>

<p>五十一 (略)</p> <p>五十二 高压ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)</p> <p>第十八条第一号の二項第一号の</p>	<p>154 (略)</p> <p>5 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条</p>	<p>イ 乙種化学責任者 免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円(情報通信技術を活用し</p>	<p>条第一項及び第三項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務</p>	<p>づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>
			<p>254 (略)</p> <p>づく高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額(高压ガス保安法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円)</p>	

<p>五十一 (略)</p> <p>五十二 高压ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)</p> <p>第十八条第一号の二項第一号の</p>	<p>154 (略)</p> <p>5 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条</p>	<p>イ 乙種化学責任者 免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円(情報通信技術を活用し</p>	<p>条第一項及び第三項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務</p>	<p>づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>
			<p>254 (略)</p> <p>づく高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額(高压ガス保安法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円)</p>	

<p>六十八の二 銃 砲刀剣類所持 等取締法第五 条の五第一項 及び第二項の 規定に基づく 猟銃の操作及 び射撃の技能</p>	<p>五十三 六十八</p>	<p>規定に基づく 製造保安責任 者免状の交付 及び同号の規 定に基づく高 圧ガス保安法 第三十一条第 二項に規定す る製造保安責 任者試験の実 施又は同法第 二十九条の規 定に基づく販 売主任者免状 の交付及び同 法第三十一条 第二項の規定 に基づく販売 主任者試験の 実施に関する 事務</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の五第一項の規定 に基づく猟銃の操作及び 射撃の技能に関する講習</p>	<p>(略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>保安責任者試験の実施</p>
<p>一万四千円</p>	<p>(略)</p>	<p>た行政の推進等に 関する法律第六条 第一項の規定によ り同項に規定する 電子情報処理組織 を使用して受験願 書を提出する場合 (以下この項及び 八十七の項におい て「電子情報処理 組織により受験願 書を提出する場合 」という。)にあ っては、一万千百 円)</p> <p>ろくホ (略)</p>

<p>六十八の二 銃 砲刀剣類所持 等取締法第五 条の五第一項 及び第二項の 規定に基づく 猟銃の操作及 び射撃の技能</p>	<p>五十三 六十八</p>	<p>規定に基づく 製造保安責任 者免状の交付 及び同号の規 定に基づく高 圧ガス保安法 第三十一条第 二項に規定す る製造保安責 任者試験の実 施又は同法第 二十九条の規 定に基づく販 売主任者免状 の交付及び同 法第三十一条 第二項の規定 に基づく販売 主任者試験の 実施に関する 事務</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第五条の五第一項の規定 に基づく猟銃の操作及び 射撃の技能に関する講習</p>	<p>(略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>保安責任者試験の実施</p>
<p>一万二千七百円</p>	<p>(略)</p>	<p>た行政の推進等に 関する法律(平成 十四年法律第百五 十一号)第六条第 一項の規定により 同項に規定する電 子情報処理組織を 使用して受験願書 を提出する場合(以下この項及び八 十七の項において 「電子情報処理組 織により受験願書 を提出する場合」という。)にあっ ては、一万千百円)</p> <p>ろくホ (略)</p>

<p>に関する講習 に関する事務</p>	<p>六十九〜百九 (略)</p>
<p>備考 一・二 (略)</p>	

<p>に関する講習 に関する事務</p>	<p>六十九〜百九 (略)</p>
<p>備考 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>	